

大崎市民病院施設等共同利用運営実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法(昭和23年法律第205号)第16条の2第1項に基づき、大崎市民病院(以下「病院」という。)の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具(以下「施設等」という。)の共同利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の共同利用を行う者)

第2条 病院の施設等の共同利用を行うことができる者は、大崎市民病院登録医制度実施要綱第2条第2項に基づき承認を得た登録医(以下「登録医」という。)並びに登録医療機関に勤務する医療従事者とする。

(施設等の共同利用担当窓口)

第3条 施設等の共同利用に係る窓口は、病院の地域医療連携室とする。

(共同利用の対象施設等)

第4条 共同利用することができる施設等は、次のとおりとする。

- (1) 病院院長(以下「院長」という。)が指定する専用病床
- (2) 院長が指定する高額医療機器
- (3) 研究室、会議室、図書室及び手術室
- (4) 諸記録
- (5) 前4号に掲げるもののほか、院長が必要と認める施設等

2 院長は、共同利用することができる施設等を定めたとき又は変更したときは、登録医に周知しなければならない。

(施設等の利用時間)

第5条 施設等の共同利用することができる時間は、次に掲げる日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、院長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

（施設等の利用申込み）

第6条 施設等の共同利用をしようとする者は、地域医療連携室を経由して院長に書面にて申込をしなければならない。ただし、院長が必要と認めるときは、口頭により申込みをすることができる。

（利用者の義務）

第7条 施設等の共同利用を行う者は、大崎市病院事業の諸規定を遵守しなければならない。

（事故等への対応）

第8条 共同利用の実施に関連して生じた登録医の業務災害は、登録医の出張中の災害の取り扱いとなるが、その他、事案に応じて両者が連携を密に協議する。

2 医事紛争が発生した場合、両者が連携を密に協力して対応する。

3 損害賠償や医療裁判に進展した場合は、それぞれの責任に応じて、加入している損害賠償保険を適応する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、施設等の共同利用に関し必要な事項は、大崎市民病院地域医療支援委員会の意見を聞きながら院長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

この要綱は、平成26年4月9日から施行する。

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。